

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その2)

平成29年



目 次

諮問第 1 号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求 について.....	5
---	---





平成29年2月24日

鎌倉市長殿

審査請求書



審査請求人

[Redacted]

氏名 [Redacted]

審査請求代理人 [Redacted]

[Redacted]

氏名 [Redacted]

(連絡先 [Redacted])

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

鎌倉市による平成29年1月31日付けの審査請求人に対する、子どもの家入所申請に関する処分(鎌倉市指令 第1148号)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成29年2月11日

3 審査請求の趣旨

「上記1項に記載の処分を取り消し、適法な再処分をおこなうこと」との裁決を求める。

4 審査請求の理由

(1) 処分に至る経緯等

平成29年度4月利用開始希望者の入所受付について、平成28年12月9日の一次受付締め切り日までに申請したところ、鎌倉市から上記1項に記載する処分を受けた。

(2) 処分の理由について

鎌倉市は、その理由を、「申請のあった入所希望の施設について、定員を超えているため。」としている。その上で鎌倉市は、処分理由の中で、「優先度の高い方」から入所承認をおこなっていると読み取れる説明をしている。

(3) 請求の詳細な理由

下記に詳細に説明する通り、本件処分は、法令が求める「当該児童に対する適切な配慮」に欠くことから、児童福祉法第21条の8、並びに発達障害者支援法第3条第2項及び第9条の規定に違反しており、違法である。

①鎌倉市子どもの家条例施行規則によると、第2条第3項により、

「入所の承認をする場合において、申請に係る児童の数が子どもの家ごとの登録定員を超えるときは、市長が別に定める基準により入所の必要性が高いと認める者について、入所の承認を行うものとする」

とある。

②この「市長が別に定める基準」とは、公開されている情報で判断すると、

「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判断基準」の判断基準に該当する部分のことで推察される。

(公開情報では、その公開された基準に公印等がないため、推察とした。)

③この当該判断基準には、

「児童の学年」、「保護者の就労状況等」、「調整点数」としてひとり親等への「家庭の状況」により、算出するとある。

④ここで、鎌倉市子どもの家条例によると、第1条により、

「この条例は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、鎌倉市子どもの家を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。」とある。

⑤児童福祉法によると、まず第6条の3第2項により、

「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

とあるが、審査請求人の申請はこの要件を満たしている。

⑥また児童福祉法によると、第21条の8により、

「市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようになすことその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。」

とあり、次条の第21条の9により、規定の子育て支援事業に

「放課後児童健全育成事業」が該当する。

⑦これよりまず【問題の第1】として、鎌倉市の入所判断基準は、

「保護者の心身の状況、置かれている環境・状況」に対しては、加点として優先順位が高められているが、

「当該の児童の心身の状況、置かれている環境・状況」に対しては、何ら配慮が無い点を挙げる。

⑧ XXXXXXXXXX は、

「精神障害者保健福祉手帳 障害等級●級」であり、通常の成長となる児童に比べて心身の成長に遅れがある。

一律の「児童の学年」による処分は、「当該の児童の心身の状況、置かれている環境・状況」に対しての配慮があるとはいえないと考える。

なお、障害の程度は当該児童が、現在も子どもの家へ入所（平成28年度）していることから、施設への入所にかかる負担は過大ではないことを申し添える。

⑩また●は、

「精神障害者保健福祉手帳 障害等級●級」交付にかかる病名として、

「●」をもつ発達障害者である。

⑪ここで、発達障害者支援法によると、第3条第2項により、

「国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。」

あり、また同法の第9条により、

「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。」

とある。

⑫これよりも【問題の第2】として、鎌倉市の入所判断基準は、

「発達の状況」に合わせた「発達障害児の利用の機会の確保」に対しては、何ら配慮が無い点を挙げる。

⑬以上、詳細に述べたように、

鎌倉市の入所判断基準は、「当該児童に対する適切な配慮」を欠き、

上述の2点の問題点の通り、

児童福祉法第21条の8、並びに発達障害者支援法第3条第2項及び第9条の規定に違反しており、違法である。

⑭配慮に対する意見

ここで、配慮の基準を「状況に対する配慮の公平性」から意見を述べる。

鎌倉市が行っている「ひとり親等への家庭の状況」の配慮は、ひとり親が「母」、「父」にかかわらず、「調整点数」として加点している。

本来法令上は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の第28条第3項に、特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮として

「市町村は、児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。」

とあるが、これは「母子家庭」の規定であり、「父子家庭」の同趣旨規定は同法にないのである。

しかしながら「父子家庭」に対しても、その困窮の状況を鎌倉市が鑑みていると思われ、鎌倉市は「特別」の配慮をおこなっているのである。



配慮の公平性からみて、「発達障害児」に対しても、それに準じた配慮を行うことが適切と考える。

(4) 審査請求人の受けている不利益

本件処分により、審査請求人は申請にかかる児童の保護者として、自身の子である児童の養育支援と発達支援が受けられる権利を侵害されている。

(5) 本件の提起理由

以上の点から、本件処分の取消しを求め、並びに適法な再処分を受けるため、本審査請求を提起した。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

6 その他

次の書類を提出する。

(1) 委任状 1通

(2) 証拠書類等

申請にかかる児童の保健福祉手帳の写し 1通

診断書の写し 1通

以上

平成29年2月24日

鎌倉市長殿

## 委任状

代理人

住所 [REDACTED]

[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

委任事項

平成29年度子どもの家入所手続き申請にかかる一切の権限  
本権限には、当該の行政処分にかかる審査請求等の対応を含むものとする。

委任者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

以上

氏名 [REDACTED] 生  
住所 [REDACTED]

交付日 H. 28. 09. 06 (更新)  
有効期限 H. 30. 09. 30 (更新)

障害等級 Ⅱ級

手帳番号 [REDACTED] 号 神奈川県



〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〕  
第45条の保健福祉手帳



診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

ふりがな	明治・大正・昭和・平成
氏名	年 月 日生 ( 歳 )
住所	
① 病名 (ICDコードは、右の病名に対応するF00~F99.00のいずれかを記入してください。)	ICDコード ( ) CDコード ( ) 身体障害者手帳 (有・無、等級)
② 初診年月日	昭和・平成 年 月 日 昭和・平成 年 月 日 (推定発病時期 年 月 日)
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記入してください。)	④ 現在の病状、状態等 ※該当項目を○で囲んでください。 (おおよね過去2年間に認められたもの、今後2年間に予想されるものを含む。)
④ 現在の病状、状態等 ※該当項目を○で囲んでください。 (おおよね過去2年間に認められたもの、今後2年間に予想されるものを含む。)	⑤ ④の病状、状態等との具体的な程度、症状、検査所見 (検査名、検査結果、検査時期等)
① 抑うつ状態	
② 躁状態	
③ 幻覚妄想状態	
④ 精神運動興奮及び昏迷の状態	
⑤ 統合失調症等躁動状態	
⑥ 増動及び行動の障害	
⑦ 不安及び不穏	
⑧ てんかん発作等	
⑨ 精神作用物質の乱用及び依存等	
⑩ 知能・記憶・学習・注意の障害	
⑪ 広汎性発達障害関連症状	
⑫ その他 ( )	

神奈川県提出用

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。)

(1) 現在の生活環境  
入居・入所 (施設名) ・在宅 (了) 単身 ( ) 家族等と同居 ( ) ・その他 ( )

(2) 日常生活能力の判定 (該当するものを○で囲んでください。)

ア 適切な食事摂取

イ 身辺の清潔保持、規則正しい生活

ウ 金銭管理と買物

エ 通院と服薬

オ 他人との意思伝達・対人関係

カ 身辺の安全保持・危機対応

キ 社会的な手続や公共施設の利用

ク 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (利用がある場合は、該当項目を○で囲んでください。)

※自立支援医療を同時申請する場合、⑨~⑪を記入してください。

⑨ 現在の治療内容

(1) 投薬内容 (自立支援医療の対象となる治療で使用する薬剤名等)

(2) 精神療法等 (該当項目を○で囲んでください。)

(3) 訪問看護指示の有無 (有・無) (どちらかを○で囲んでください。)

⑩ 今後の治療方針 (治療目標をふまえて、継続的に行っていく治療法を記入してください。)

⑪ 自立支援医療における「重症かつ継続」(主たる精神障害がF0~F3及びG40の場合は記入不要です。)

(1) ①病名 (主たる精神障害のICDコードが4-F9であったり、増動及び行動の障害または不安及び不穏状態に該当し、計画的・集中的な継続治療を要する場合には、該当事項に「レ」を記入してください。)

(2) ①は、3年以上の精神医療の経歴を有する医師の診断となるため、該当する項目に「レ」を記入してください。

⑫ 備考

平成 28 年 8 月 25 日 (診断日は、②「初診年月日」から6ヶ月以上経過していることが必要です。)

医療機関の名称

所在地・電話番号

診療担当科名

医師氏名 (自署または記名捺印)

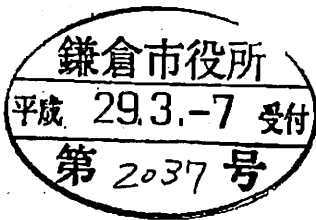
平成29年3月4日

鎌倉市長殿

(教示された審査庁)

こどもみらい課殿

審査請求書の補正書



審査請求人

[Redacted]

氏名 [Redacted]

審査請求代理人 [Redacted]

[Redacted]

氏名 [Redacted]

(連絡先 [Redacted])

平成29年2月24日に提出した審査請求書につき不備があったので、  
自発的に下記のとおり補正します。(審査請求に係る当該の処分：鎌倉市指令 第1148号)

記

1 補正1

補正対象項目：審査請求書第4項の「審査請求の理由」(3) 請求の詳細な理由

補正方法：変更 (本文部分差し替え)

補正理由：事実確認の不備のため

補正の内容

【補正前】

- ②この「市長が別に定める基準」とは、公開されている情報で判断すると、  
「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判断基準」の判断基準に該当する部分のことと  
推察される。  
(公開情報では、その公開された基準に公印等がないため、推察とした。)

【補正後】

- ②この「市長が別に定める基準」とは、  
鎌倉市要綱等集による平成27年10月1日制定の例規番号なし0995  
「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判定基準」  
の判定基準に該当する部分のことであると、審査請求人は認識している。

## 2 補正 2

補正対象項目：審査請求書第4項の「審査請求の理由」(3) 請求の詳細な理由

補正方法：変更（一部書き換え）

補正理由：記述内容の不備のため

補正の内容

### 【補正前】

⑤児童福祉法によると、まず第6条の3第2項により、

「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

とあるが、審査請求人の申請はこの要件を満たしている。

### 【補正後】

⑤児童福祉法によると、まず第6条の3第2項により、

「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

とある。

なお、審査請求人の子どもの家入所申請は、当該児童が小学校に就学し、審査請求人を含む当該児童の保護者が労働により昼間家庭にいないこと、またその児童と保護者共に鎌倉市に在住であるから、入所資格上の問題が無いことはいうまでもない。

## 3 補正 3

補正対象項目：審査請求書第4項の「審査請求の理由」(3) 請求の詳細な理由

補正方法：変更（本文部分差し替え）

補正理由：法令誤認のため

補正の内容

### 【補正前】

⑭配慮に対する意見

ここで、配慮の基準を「状況に対する配慮の公平性」から意見を述べる。

鎌倉市が行っている「ひとり親等への家庭の状況」の配慮は、ひとり親が「母」、「父」にかかわらず、「調整点数」として加点している。

本来法令上は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の第28条第3項に、

特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮として

「市町村は、児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。」

とあるが、これは「母子家庭」の規定であり、「父子家庭」の同趣旨規定は同法にないのである。

しかしながら「父子家庭」に対しても、その困窮の状況を鎌倉市が鑑みていると思われ、鎌倉市は「特別」の配慮をおこなっているのである。

配慮の公平性からみて、「発達障害児」に対しても、それに準じた配慮を行うことが適切と考える。

【補正後】

⑭ 配慮に対する意見

一律の「児童の学年」による処分という慣行は、発達段階に応じて評価を行う考え方に是正すべきと考えます。

まず入所の判定に当たっては、特別な支援が必要な障害児に対しても、「特に配慮を要する程度の高い児童」として扱っていただきたいと考えます。

その上で、障害の程度を例えば「日常生活能力の程度」や取得手帳等で点数評価することが、合理的な配慮であると考えます。

ここでいう「日常生活能力の程度」とは、例えば証拠書類等として提出している「診断書の写し」にある下記項目が挙げられます。

程度の段階が1段階異なれば、児童の学年・年齢が少なくとも1～2年程度の差になると思われます。

「障害を認めたくえでの日常生活能力の程度」の段階

- ア 日常生活及び社会生活は普通にできる
- イ 日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける
- ウ 日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする
- エ 日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする
- オ 身の回りのことはほとんどできない

以上

平成29年3月12日

鎌倉市長殿

(教示された審査庁)

こどもみらい課殿

## 審査請求書の補正書 (その2)



審査請求人

氏名

審査請求代理人

氏名

(連絡先

平成29年2月24日に提出した審査請求書につき、軽微な記載上の不備があったので、自発的に下記のとおり補正します。(審査請求に係る当該の処分：鎌倉市指令 第1148号)

## 記

## 1 補正4 (前回補正からの通し附番)

補正対象項目：審査請求書第4項の「審査請求の理由」(3) 請求の詳細な理由

補正方法：変更(訂正)

補正理由：誤記のため

補正の内容：該当部分について、「判断基準」を「判定基準」、⑥を[欠番]と訂正する。

## 【補正前】

③この当該判断基準には…(以下、略)

(⑥が無い)

⑧これよりまず【問題の第1】として、鎌倉市の入所判断基準は…(以下、略)

⑫これよりまず【問題の第2】として、鎌倉市の入所判断基準は…(以下、略)

⑬以上、詳細に述べたように、

鎌倉市の入所判断基準は、「当該児童に対する適切な配慮」を欠き…(以下、略)

## 【補正後】

③この当該判定基準には…(以下、略)

⑥ [欠番]

⑧これよりまず【問題の第1】として、鎌倉市の入所判定基準は…(以下、略)

⑫これよりまず【問題の第2】として、鎌倉市の入所判定基準は…(以下、略)

⑬以上、詳細に述べたように、

鎌倉市の入所判定基準は、「当該児童に対する適切な配慮」を欠き…(以下、略)

以上



審理員 松木 崇 殿

再 反 論 書  
兼 審査請求書の補正書

審査請求人

氏名

審査請求代理人

氏名

(連絡先

平成29年6月8日付け(鎌審理こみ第5号)で審理員殿より御通知があり、平成29年5月31日付け(鎌青第474号)にて処分庁たる鎌倉市長が提出した再弁明書に関する件です。

本審査請求にかかる処分ですが、鎌倉市長が行った平成29年6月6日付け(鎌倉市指令第1148号)子どもの家入所承認通知書にかかる承認行為により、処分の効果が無くなった事情の変化がありました。

しかしながら審査請求人は、本審査請求にまだ回復すべき法律上の利益があると思料するので、下記にその旨を説明いたします。

また、処分の効力が無くなったことで、審査請求書における「3 審査請求の趣旨」をその理由において補正する必要があるため、本書において下記のとおり補正します。

その上で下記のとおり、前述の「再弁明書」に関し、行政不服審査法第30条第1項の規定により下記のとおり再反論するとともに、行政不服審査法第32条第1項の規定により本書へ示した証拠書類を追加提出します。

記

1 本審査請求の適法性について

(1) 適法性主張の趣旨

前述のとおり当該処分の効果が無くなったが、かかる法律上の利益があることから、本審査請求は不服申立要件を現在も満たし、適法である。

(2) 適法性主張の理由

ア 行政不服審査法第2条について

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と定める。

審査請求人は、この「行政庁の処分に不服がある者」とは、下記1(2)イに示すとおり、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者である、と主張する。よって、行政事件訴訟法の原告適格を有する者の具体的範囲と同一となることから、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解される、と主張する。

その上で審査請求人は、自己が現在、将来にわたって「必然的に侵害されるおそれのある者」でもある、と主張する。

イ 行政事件訴訟法について

行政事件訴訟法第9条第1項は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と、原告適格を定める。

審査請求人は、同法第9条第1項を類推適用すると、現在において処分の効果が無くなったとしても、処分の取り消しによる法律上の利益を有するので、審査請求は適法である、と主張する。

ウ 法律上の利益について

行政事件訴訟法第33条第1項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と定める。

現在、XXXXXXXXXXは、平成29年4月時点で小学5年生である。また、子どもの家入所承認により、実際に本年6月20日より入所を開始し、審査請求人に入所継続の意思がある。このため来年度分、平成30年度4月利用開始希望での入所申請を行うことも予定している。

これより審査請求人は、平成30年度分として予定する入所申請にて、再び同一処分が繰り返されるおそれがあり、前述した本再反論書（1(2)イ）の「必然的に侵害されるおそれのある者」である。

よって審査請求人は、同法第33条第1項を類推適用すると、審査請求の趣旨（下記2による補正後）の裁決により、審査請求人に対して平成30年度分で繰り返し同一処分が行われることを防止できる拘束力が法律上の利益となる、と主張する。

エ 必然的に侵害されるおそれについて

児童福祉法第21条の11第1項は、「市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする

る。」と定める。(下線は、審査請求人による。)

児童福祉法第21条の11第1項において、下線をした「情報の収集」の義務追加は、平成24年における従前からの改正点である。

審査請求人は、審査請求という一種の「保護者からの求め」があったにもかかわらず、これまで何ら鎌倉市は児童福祉法第21条の11第1項の義務を果たしていない、と主張する。特に、鎌倉市長の弁明書における、情報の収集の義務を忘れて審査請求人の責を主張する点に対し、相談や助言が無いことも加えて、いうまでもない。

よって審査請求人は、平成30年度分も必然的に侵害されるおそれがある、と主張するものである。

なお、児童福祉法の平成24年における従前からの改正点については、「児童福祉法(抄)」として、「厚生労働省平成25年5月29日 第1回 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の配布資料「放課後児童クラブ関連資料」の55及び56ページを証拠書類として提出する。

## 2 審査請求書における審査請求の趣旨の補正

### (1) 補正方法

変更(本文部分差し替え)

### (2) 補正の内容

#### 【補正前】

「上記1項に記載の処分を取り消し、適法な再処分をおこなうこと」との裁決を求める。

#### 【補正後】

「上記1項に記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

## 3 再弁明書に対する認否

「1 認否反論」については、否認ないし争う。

「2 結論」については、否認ないし争う。

## 4 審査請求人の再反論及び主張

### (1) 再弁明書における「1 認否反論」について

#### ア 再弁明書における該当箇所「反論書2(2)ウについての認否反論」

鎌倉市長は、「かかる記載のみから児童の心身の具体的な状態を把握できるものではなく」等と主張する

学校教育法第81条第1条は、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と定める。

学校教育法第81条第2条は、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。(以下、略)」と定める。

文部科学省は、平成14年5月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知(14文科

初第291号)の「障害のある児童生徒の就学について」で、「障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及び障害の判断に当たっての留意事項」として、(旧)特殊学級の対象となる障害の基準を定める。

さらに文部科学省は、平成21年2月3日付け文部科学省初等中等教育局長通知(20文科初第1167号)の「「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について」で自閉症等児童生徒への対応を追加している。

よって、これらの事実から、「通常の成長となる児童に比べて心身の成長に遅れがある」ことは自明である、と審査請求人は主張したものである。

なお審査請求人としては、予備的な主張となるが、何らかし上記が把握できないとしても、かかる「児童健康調査票」に記載された事実について、前述の再反論書1(2)エにもあるとおり、児童福祉法第21条の11第1項「情報の収集」の義務は免れないわけであるから、鎌倉市長の主張には理由がない、と主張する。

#### イ 再弁明書における該当箇所「反論書2(2)オについての認否反論」

鎌倉市長は、「発達障害児であるということのみをもって直ちに点数調整が行われる訳ではない」と主張する

審査請求人は、鎌倉市長の「不知。なお、児童健康調査票にはかかる記載は全くない。」と、事実と反しあるいは信義に反する弁明をしていたことが問題ある、と主張したものであり、趣旨を異にする鎌倉市長の主張に意味並びに理由が無い、と主張する。

なお審査請求人としては、予備的な主張となるが、既に反論書2(3)エにて、「放課後児童クラブ運営指針」の「利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。」の点も踏まえて、「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判定基準」にない事務取扱を問題にしているのであるから、当然に現状「発達障害児であるということのみをもって直ちに点数調整が行われる訳ではない」ことは理解している訳である。

#### ウ 再弁明書における該当箇所「反論書2(3)ウについての認否反論」

鎌倉市長は、要旨「児童健康調査票のその他の欄は、自由な記述ができるものである」と主張する

しかし、この点について審査請求人は、鎌倉市長が自らの弁明書と一貫せず、事実と反しあるいは信義に反する弁明をした、と主張する。

鎌倉市長は、弁明書「5 本件処分が適法であること」(1)の第2文及び(2)で、「特別の配慮」について言及し、「児童健康調査票のその他の欄」にその「特別の配慮」について記載すれば、点数の調整も含めた判断する、と主張しているのである。

よって審査請求人は、「鎌倉市長が従来認めている範囲の根拠法令等」が無い、「自由な記述」をしても、何ら入所の判断材料にしないことを自白しているのであるから、鎌倉市長の主張に理由が無い、と主張する。

#### エ 再弁明書における該当箇所「反論書2(3)エについての認否反論」の第1文

鎌倉市長は、要旨「審査請求人の主張に理由が無い」と主張する。

しかしながら、この主張について審査請求人が本再反論書(4(1)ウ)にて、一貫性の

点で反論済みのため、その趣旨で繰り返しの主張を避ける。

オ 再弁明書における該当箇所「反論書 2 (3) エについての認否反論」の第 2 文及び第 3 文  
鎌倉市長は、要旨「柔軟な判断をもって入所承認を行っていることで、公平性を担保している」と主張する。

反論書 2 (3) エに対応する、弁明書部分は「5 本件処分が適法であること (2)」である。

しかしながら、弁明書「5 本件処分が適法であること (1)」の第 1 文において、既に鎌倉市長は「「入所判定基準」 4 (1) において、「特に配慮を要する程度の高い児童を優先します。」と明確に規定している。」と主張していたのである。

これは、「明確に規定」が「柔軟な判断」にすり替わっており、鎌倉市長は一貫性が無い主張をしている、と指摘する。

よって、この点について審査請求人は、鎌倉市長が自らの弁明書と一貫せず、事実と反しあるいは信義に反する弁明をした、と主張する。

その上で審査請求人は、鎌倉市長の「柔軟な判断」を問題として、反論書 2 (3) エで主張したとおり、要旨「鎌倉市長がその事務において「鎌倉市要綱等」にない事務取扱を行っている」並びに「鎌倉市長が「放課後児童クラブ運営指針」に反して、利用に当たっての留意事項の明文化をしないことから、入所承認の方法の公平性の担保等に努めていない」と、主張したものである。

カ 再弁明書における該当箇所「反論書 2 (4) についての否認」

鎌倉市長は「否認する」と主張するが、この主張について審査請求人が本再反論書 (4 (1) ウ) にて反論済みのため、その趣旨で繰り返しの主張を避ける。

(2) 再弁明書における「2 結論」について

鎌倉市長は、要旨「処分に違法性はない。」と主張するが、この主張について審査請求人が既に反論書並びに本再反論書 (4 (1) ウ) にて反論済みのため、その趣旨で繰り返しの主張を避ける。

5 審査請求人側の結論

よって、審査請求人が行った、本件の当該審査請求には理由がある。

したがって、審査請求の趣旨のとおり「当該の処分を取り消す」との裁決を求める。

6 証拠書類

(1) 放課後児童クラブ関連資料要部写し (全 1 枚)

以上

# 児童福祉法(抄) [平成24年一部改正]

※下線部は、放課後児童健全育成事業に関する従前からの改正点。

## 第一章 総則

### 【事業】

#### 第六条の三 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

※現行は「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」と規定

③～⑭ (略)

## 第二章 福祉の保障

### 【子育て支援事業】

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

### 【事業の利用の促進】

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の实情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

55

### 【市町村の情報提供等】

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※「情報の収集」の規定を追加

## 第三章 事業、養育里親及び施設

### 【事業の開始等】 【2項以下新設】\*

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

※現行は社会福祉法の規定に基づき、都道府県に対する事業開始・廃止時の事後届け出

56

〒

様

鎌倉市長

松尾 崇



## 子どもの家入所保留通知書

平成28年12月 1日付けで申請のありました子どもの家への入所については次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	■■■■■■■■■■
子どもの家の名称	御成子どもの家
理 由	<p>申請のあった入所希望の施設について、定員を超えているため。</p> <p>備考</p> <p>1 鎌倉市ではひと月に2回の入所判定を行っています。次回以降の判定で、入所承認児童の辞退等により欠員が生じた場合、保留となっている方のうち優先度が高い方から順番にお電話等差し上げます。</p> <p>2 申請時から、家庭状況や就労状況について変更が生じた場合にはご連絡ください。</p>

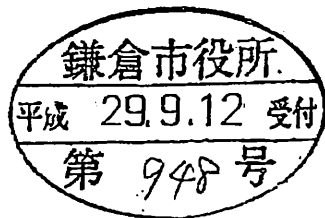
(注)

1 この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



審理員意見書

平成29年9月12日

審査庁  
鎌倉市長 松尾 崇 殿

審理員 松 木



行政不服審査法(平成26年法律第68号)第42条第2項の規定に基づき、平成29年2月24日審査請求人[ ]氏(代理人[ ]氏)から出された、平成29年1月31日付子どもの家入所保留通知書により審査請求人に通知された子どもの家入所保留決定(鎌倉市指令第1148号)、に対する審査請求の裁決に関する意見を提出する。

事案の概要等

本件は「放課後児童健全育成事業」(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項)を行う施設である「子どもの家」の入所申請について、処分庁が行った入所保留処分について、審査請求人がその取消しと再処分を求め本件審査請求を申し立てたが、審査手続中に入所が承認された事案である。

- 1 審査請求人と[ ]である審査請求人代理人(以下、両名を示す場合「審査請求人[ ]」という。)は、[ ]である[ ](平成[ ]年[ ]月[ ]日生。以下「本件児童」という。)の[ ]である。
- 2 審査請求人は、平成28年12月1日、本件児童について、平成29年度4月利用開始にかかる「子どもの家」(入所希望は「御成子どもの家」。以下「本件施設」という。)の入所申請をした(以下「本件申請」という。)
- 3 処分庁は、平成29年1月31日(以下「平成29年」の記載は省略する。)、本件申請について、入所希望者が本件施設の定員を超えていることを理由に入所保留処分を行い(鎌倉市指令第1148号。以下「本件処分」という。)、これを審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、2月24日、本件処分の取消を求め、本件審査請求をした。
- 5 処分庁は、6月6日、本件児童の本件施設への入所を承認し(以下「本件入所承認処分」という。)、審査請求人に通知した。本件児童は同月12日から本件施設を利用している。

理由

第1 前提事実(書面及び資料から争いが無いが、明らかな事実)

1 入所の手続き及び入所判定基準等

鎌倉市子どもの家条例施行規則(平成18年3月鎌倉市規則第44号)第2条第3



項は「入所の承認をする場合において、申請に係る児童の数が子どもの家ごとの登録定員を超えるときは、市長が別に定める基準により入所の必要性が高いと認める者について、入所の承認を行うものとする。」と規定し、市長が別に定める基準として「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判定基準」（以下「判定基準」という。）が定められている。

そして、判定基準4（1）は「入所の判定に当たっては、原則として、高学年に比べ支援の必要が高いと認められる小学校1年生から3年生までに就学している児童や特に配慮を要する程度の高い児童を優先します。」、4（2）は「その上で、基本点数のうち、児童の学年、保護者それぞれの就労状況等をもって合計点数を算出します。

（略）入所の承認は、合計点数が高い児童からとします。」と定めている。

2. 本件児童が発達障害者であること

本件児童は、[REDACTED] 4月に5年生に進級した。[REDACTED]

[REDACTED] の診断のもとで、精神障害者保健福祉手帳 [REDACTED] 級を所持する発達障害者である。

3 児童健康調査票の記載

審査請求人は、本件申請の添付書類である児童健康調査票に、本件児童について別紙のとおり記入して提出した（以下「本件調査票」という。）。

4 本件処分における点数

本件処分に際し、処分庁は本件調査票に「特別な配慮が必要ないと思います。」との記述があり、審査請求人から面談希望もなかったことから、本件児童を判定基準4（1）の「特に配慮を要する程度の高い児童」に該当しないと判断し、本件児童の実際の学年に応じた基本点数を付した。

第2 争点と関係者の主張の要旨

1 審査請求の利益の有無

(1) 処分庁の主張

ア 本件入所承認処分により本件児童が本件施設を利用していることから、審査請求人が本件処分を取り消すことと法律上の利益は失われており、本件審査請求は却下されなければならない。

イ 審査請求人は平成30年度も繰り返し同一処分がなされるおそれがあるなどと主張するが、平成30年度の入所に関する処分と本件処分は全く別の処分である。「平成30年度分で繰り返し同一処分が行われることを防止できる拘束力」は法律上保護された利益とはいえない。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求の利益を有する「行政庁の処分に不服がある者」（行政不服審査法2条）は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の原告適格を有する者との同一の範囲であり「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」と解される。

そして、行政事件訴訟法第9条第1項括弧書きは、処分の効果が消滅した後もその取消しによって回復すべき法律上の利益がある者には取消訴訟の原告適格を認めてい

る。最高裁平成27年3月3日判決（民集69巻2号153頁）は、行政手続法第12条第1項により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分を受けた者は、将来において上記後行の処分の対象となり得るときは、上記先行の処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する旨を判示しているところ、その趣旨は本件にも及ぶ。

イ 処分庁は審査請求人から審査請求という一種の保護者からの求めがあるにもかかわらず、「子育て支援事業に関して必要な情報の収集及び提供」（法第21条の11第1項）の義務を果たしていない。

ウ 審査請求人■は、本件児童について平成30年度4月利用開始希望で本件施設の利用申込をする予定であるが、イの状況からすると、平成30年度の入所申請（将来の確実で同様な申請）についても再び同一処分が繰り返されるおそれがあるから、自己の権利を必然的に侵害されるおそれのある者である。

## 2 判定基準の違法性

### (1) 審査請求人の主張

ア 判定基準によれば「保護者の心身の状況、置かれている環境・状況」には加点して優先順位が高められているが、法第21条の8所定の放課後児童健全育成事業に求められる当該「児童の心身の状況、置かれている環境・状況」に配慮した定めがない。

また、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第3条第2項所定の「発達障害児の状況に応じた適切な支援」が行われるための必要な措置も講じられていないのであり、かかる判定基準は違法である。

イ 審査請求人が本件調査票の「その他」欄に記入できるのは、法第2条第2項の「子どものことで気になること」、発達障害者支援法第9条の「適切な配慮」等、根拠法令がある内容に限られる。本件調査票記載の「特別な配慮」を受けて優先的入所を請求する根拠となる法令がないと、それを求める内容の記述はできないのであり、不可能な記述を要求している。

ウ 処分庁は、本件調査票の「その他」欄の記載、面談等の希望の有無の記載が、判定基準の「特に配慮を要する程度の高い児童」の認定の直接の判断資料となることを事前に告知していない。

エ （処分庁の主張（2）ウに対し）かかる取扱いは、調整点数の加算に関する判定基準にない事務の取扱であり、違法である。

また、何年生相当かという判定は、児童の精神年齢の判断であり心理学的医療行為であり、医師資格がないと行ってはならない行為である。

### (2) 処分庁の主張

ア 判定基準4（1）において、「特に配慮を要する程度の高い児童を優先します。」と規定したうえで、児童健康調査票の「その他」欄に「①お子様の健康状態等で、気になることや伝えておきたいことがあれば、ご記入ください。②持病・障がい等で特別な配慮が必要な場合、事前に相談を希望される方は面談を行います。」と記載欄を

設けて同欄に記入された内容と面談を通じて判断している。

イ 児童健康調査票の「その他」欄に記入できる事項に制約はなく、根拠法令の有無にかかわらず自由に記述できる。

特に支援を必要とする児童を可能な限り受け入れるための自由記載欄であり、かかる記載欄を設けることが、関係法令や政策の趣旨に合致する。

ウ 特別な配慮は、児童の個別具体的な状態や状況等に応じて幅があることから、一律に点数を賦することはしていない。面談等を通じて、実際の学年にかかわらず、何年生相当と位置づけるのが適切かを判断した上で、判定基準における「児童の学年」の項目に基づく点数の調整という形で合計点数に反映させている。

柔軟に「児童の学年」を評価して基本点数を算出・調整することで、家庭の状況等以外の要因についても調整できるので、実質的公平性が担保される。

### 3 本件処分の違法性

#### (1) 審査請求人の主張

本件児童は発達障害者であり（前提事実2）、通常の成長となる児童に比べて心身の成長が遅れがある。本件調査票の記載だけからしても、特に配慮を要する児童であることは明らかであるにもかかわらず、「児童の心身の状況、置かれている環境・状況」への配慮を欠き、「発達障害児の状況に応じた適切な支援」に必要な措置が講じられていないものである。

本件処分は本件児童が本件施設を利用することで適切な養育を受ける権利及び審査請求人■の本件児童の養育支援と発達支援を受ける権利を害されており、違法・不当である。

#### (2) 処分庁の主張

本件調査票の記載のみから、本件児童の心身の具体的な状態を把握できるものではないし、発達障害児であるということのみをもって直ちに点数調整が行われるものでもない。

本件調査票に「特別な配慮が必要ないと思います。」との記述があり、審査請求人から面談希望もなかったものであり、本件処分に違法・不当な点はない。

### 第3 判断

争点1について、本件児童が本件入所承認処分に基づいて本件施設に入所し、現在も利用していることからすれば、本件処分の効果は消滅している。審査請求人■に平成30年度も本件施設の利用を申請する意思があるとしても、申請がなされた場合に本件処分とは別に改めて入所の審査がなされるものであるから、必然的に権利侵害を受けるとはいえない。また、審査請求人の引用する最高裁判例は本件と事案を異にするものであり、同判例の法理は本件に適用されない。

以上、本件審査請求には審査の利益がなく、他の争点について判断するまでもなく、行政不服審査法第45条第1項により、却下されるべきである。

### 付言

1 本件では、審査請求人が本件調査票の「その他」欄に本件児童には「特別な配慮が

必要ないと思います。」と記載したために、処分庁が入所判定において特別な配慮をしなかったものであるが、処分庁が同欄に記載を求めている趣旨と審査請求人の理解には明らかに齟齬が生じている。

この点、児童健康調査票の「その他」欄は、児童の健康状態の申告を行うことで、入所判定段階で基本点数の加算を求める場合に記述するものであるか、施設入所後の生活において何らかの特別な支援を必要とする場合に記述すべきなのか、その趣旨が明確とはいえない。子どもの家の入所申請をする保護者にとって、申請段階で「特に配慮を要する」児童と認められるか否かが、申請書類のごく一部である児童健康調査票の「その他」欄の記述次第で大きく左右されると認識することは困難と思われる。

処分庁の主張を前提としても、特別な配慮の要否は基本点数に反映され入所判定の結果を左右する重要な情報である。本来、申請書そのものに記述を求め、また確認すべき事項であるし、児童健康調査票を使用するとしても、付記事項と誤解されかねない「その他」欄ではなく、趣旨を明記して記載欄を設けるべきであろう。

- 2 処分庁が「特に配慮を要する児童」であると認めると、基本点数が加算される運用が「判定基準」に明記されていない旨の審査請求人の指摘には傾聴すべき点がある（一律の点数化が困難なことと、基本点数加算の運用を明らかにすることは次元の異なる問題である。）。

審査請求人の指摘を踏まえて、運用・書式等を改善する余地はあるものと思料し、特に付言する。

以上

(別紙)

# 児童健康調査票

(ふりがな)	[Redacted]		体温 (平熱時)	[Redacted] 度	血液型	[Redacted] 型
児童名	[Redacted]					
緊急時の 第一連絡先	氏名	[Redacted]	児童との 関係	[Redacted]		
	住所	[Redacted]	電話	[Redacted]		
緊急時の 第二連絡先	氏名	[Redacted]	児童との 関係	[Redacted]		
	住所	[Redacted]	電話	[Redacted]		
主治医 又は 希望の医者	内科 小児科	[Redacted]	電話	[Redacted]		
	外科 その他		電話	( )		
身体 *該当する項目に○	疲れやすい・熱を出しやすい・鼻血を出しやすい・咳が出やすい・嘔吐しやすい 下痢になりやすい・かぶれやすい・ぜん息・アトピー・その他( )					
アレルギー	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり	何のアレルギーですか? (エピペンの処方: なし・あり...)				
今までにかかっ た主な病気	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり	[Redacted]				
かかりやすい 病気	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり	注意事項等あれば記入してください。				
常用薬	[Redacted]	体に合わ ない薬				
通院の有無	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり	通院中の病院等	[Redacted]			
持病・障がい の有無	なし・ <input checked="" type="radio"/> あり	病名等	[Redacted]			
その他	<p>①お子様の健康状態等で、気になることや伝えておきたいことがあれば、ご記入ください。          ②持病・障がい等で特別な配慮が必要な場合、事前に相談を希望される方は面談を行います。          &lt;例「特別支援学級に通学予定、障害者手帳を持っている、保育園では加配(専任の保育士が常時          付き添っていた)の対象であった」など、別紙でも構いません。&gt;</p> <p>[Redacted] 障害者手帳あり          [Redacted] 服薬による副作用がおおせえられます。          特別な配慮は必要ないと思います。</p>					
面談 (必要な方のみ 印)	<input type="checkbox"/>	<p>※面談を実施しない場合でも、入所説明は受けていただく必要があります。          ※面談は、入所決定前に実施します。なお、希望されない場合でも児童健康調査          票の内容により、青少年課から面談をお願いすることがあります。          ※入所説明・面談は、各子どもの家で行います。</p>				